

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

平成30年5月29日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線(下北沢 期)道路事業用地の取得に係る補償説明等業務委託

(2) 業務概要

都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線(下北沢 期)(以下「本路線」という。)は平成18年10月に事業認可を取得し、これまで道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務を行っているところである。

本業務は、本路線未買収用地の取得に向けて交渉を進め、買収を行うものである。

(3) 業務内容

本路線の道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務のうち、別紙「案内図」の対象範囲における土地及び建物の関係権利者に対し、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容等の説明、補償金に関する税制度の説明、並びに権利者の求めに応じて代替地の情報提供等を中心として、これに付随する業務を総合的に行うものとする。

(4) 履行期間

契約日から平成34年3月31日まで

なお、平成31年度以降の本業務の委託契約は年度ごとに行うこととし、前年の履行状況が良好であること、各年度で本業務に係る予算配当の議決が得られることを条件とする。

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区からの入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、都道府県民税・市町村民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開

始申立または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始申立をしていないこと。

- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく公共用地取得に係る補償業務の受託実績を有すること。なお、補償額算定業務においては「損失補償算定標準書」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」いずれの算定基準に基づく補償算定業務についても実績があること。
- (8) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）」（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
- (9) 本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。
- (10) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規程を設けていること。
- (11) 本委託業務の実施において、必要に応じて以下の技術者等を配置できること。

主任技術者（業務責任者）

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）」第3条に掲げる（全ての）部門のうち、補償関連部門及び総合補償部門の同条第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、（5年以上の）指導監督的実務経験を有するもの。

また、「同種業務」について、1件以上の実績を有し、本件業務に専任するものを配置できること。（実績については、平成25年度以降に完了した業務とする）

【同種業務】

国、地方自治体等が発注した登録規程第2条第1項の別表および「補償コンサルタント登録規程の施行および運用について（平成28年2月1日付国土用第49号）」（以下「施行及び運用について」という）の「7補償関連部門」に定める補償説明業務（用地補償技術業務を含む。）

技術者

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）」第3条に掲げる各登録部門（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門・事業損失部門・補償関連部門、総合補償部門）において、登録を受けているものを各1名配置すること。ただし、建築等の建築の専門知識を必要とするときは建築士の資格を有するものを配置できること。

担当者

公共用地取得に関する補償業務について、（1年以上の）実務経験を有する者とする。

3. 提案書の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では原則、参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが4社以上となった場合は、参加表明書の記載内容及び添付書類の内容を評価して提案書等の提出者を3社以内に選定する。

<主な評価項目>

- (1) 法人の同種業務の実務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 主任技術者(予定)及び技術者(予定)の同種業務の実務実績

なお、選定結果については、平成30年6月14日(木)までに通知発送する。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績(業務実績)
- (2) 企業体制
- (3) 業務方針
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 専門技術力
- (6) 取り組み体制
- (7) 見積り金額の妥当性

5. 提案書を特定するための審査方法

提出された提案書等は、別に定める審査委員会を設置し、評価基準に基づき審査を行う。なお、選定方法は書類審査としプレゼンテーションは行わないものとする。

審査予定日：平成30年7月19日(木)(予定)

6. 手続等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-24-1(世田谷区役所城山分庁舎3階)

世田谷区道路・交通政策部道路事業推進課

本件担当：金瀬、尾池

電話：03-5432-2547

FAX：03-5432-3067

E-mail：sea01205@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

平成30年5月29日(火)から平成30年6月12日(火)まで

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

2) 場所及び方法

上記(1)の本件担当課窓口にて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 (火) 午後 5 時必着

2) 提出場所

上記 (1) 本件担当課窓口

3) 提出方法

持参による

(4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

平成 3 0 年 7 月 1 3 日 (金) 午後 5 時必着

2) 提出場所

上記 (1) 本件担当課窓口

3) 提出方法

持参による

7 . その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円に限る

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：有

- ・ 都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 5 4 号線 (下北沢 期)
道路事業用地の取得に係る補償説明等業務委託 (平成 3 1 年度)
- ・ 都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 5 4 号線 (下北沢 期)
道路事業用地の取得に係る補償説明等業務委託 (平成 3 2 年度)
- ・ 都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 5 4 号線 (下北沢 期)
道路事業用地の取得に係る補償説明等業務委託 (平成 3 3 年度)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 6 . (1) に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(7) 詳細は、上記 6 . (2) の説明書による

案内図

